役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト定 款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬)

- 第2条 役員の総数の3分の1以下の範囲で報酬を支払うことができる。
 - (1) 役員の就任した月から、報酬を支払うことができる。
 - (2) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

(役員の報酬額)

- 第3条 理事及び監事のうち、この法人を主な勤務場所とする者(以下、「常勤の役員」という。)の報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり100万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の役員の報酬等の額を、通常総会に報告するものとする。
- (2) 常勤の役員を除く役員は、無報酬とする。

(報酬の支払い日)

第4条 役員の報酬の支払いは、毎月末日とする。

(報酬の支払い)

第5条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、 その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。